

地域支援事業の見直しについて

1. 介護予防・日常生活支援総合事業について

鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について検討する協議体（地域ケア推進会議）において、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年 10 月 22 日公布）」を踏まえた見直し案を報告、協議した。

- ① 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）のサービス単価について、今後国から示される目安を基に改正を行う。特に通所型サービス A については、積極的に利用者の機能向上に取り組む事業所に対する加算を設けることとする。
- ② 軽度者の生活援助サービスについて、訪問型サービス B 等担い手が提供するサービスの利用について周知するとともに、利用者の心身状況によっては有資格者が提供する従前サービスも選択できるようにする。（マネジメントルールを作成しケアマネジャーへ周知する）
- ③ 通所型サービス B（住民主体型）を利用していた対象者が「要介護」になった場合でも、サービス実施団体が要介護となった対象者を受け入れることが可能であれば、継続して利用できることとする。
- ④ サービス B について、住民主体による地域の支え合いの推進につながるような仕組みに発展させることができるか、地域づくり関係各課との調整も含め検討を継続する。

【参考】介護保険法施行規則の一部を改正する省令より（令和 2 年 10 月 22 日公布）

1. 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）の対象者の弾力化

要介護認定によるサービスを受ける前から、市町村の補助により実施される第 1 号事業のサービスを継続的に利用する要介護者を、市町村の判断により対象とすることができる。

2. 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）のサービス価格の上限の弾力化

国が示す金額を「上限」として市町村が決定してきたが、国が定める額を「目安」として市町村が定めることができる。

2. 紙おむつ等購入費用助成事業について

「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱い（厚労省事務連絡・令和 2 年 11 月 9 日発出）」により、第 8 期介護保険事業計画期間中（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）は、具体的な対象要件等を示した上で地域支援事業交付金の対象として国・県からの交付金を充当した事業継続が可能となった。

本市においては、地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携し、利用者の個別の状態を踏まえて必要な方に支給しており、国で示す対象要件を満たしていることから、第 8 期計画期間中は、地域支援事業交付金を活用して事業を継続する。

留意事項として「この取扱いが例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、交付金を充当した事業については引き続き十分な検討を進めること」としているため、対象要件等の検討は今後とも継続する。